江戸川区情報公開審査会に対して審査能力の見直しと審査請求に対する審査権をすべて外部に委託することを求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第200号 受理年月日 平成26年6月17日

付託年月日 平成26年6月24日

. . . . . . . .

陳 情 原 文 現在、江戸川区長が任命している情報公開審査会の委員については、 どのようなスキルをお持ちの方が委員になって、不服申立の答申を作成しているの か、区民にはまったく説明されておりません。なぜ、どのような方が委員になって いるのか公開できないのでしょうか。事務局である総務部総務課文書係に開示請求 しても一切開示されることはありません。真実は、不服申立における答申の作成を しているのが、総務部総務課文書係であることが職員の発言により判明しました。

とすると、審査会の委員はいるものの、総務部総務課文書係の一般職員が、法的な資格も持たず、市販されている文献を参考に、審査請求を提起された江戸川区に都合の良い(審査とは言えない)答申書を作成し、実施機関と不服申立人に送付しているのが実態なのです。審査会に対して意見陳述を申し立ててもまったく実施されることはありませんし、過去に遡及しても実績もないのです。それは、総務課職員が申立人に対して、陳述機会を与えず、不服申立人の権利を不当に侵害してきた証です。

このように、半年もかけて不服申立の決定を送付しているにも関わらず、文書による意見書提出の期限は2週間と短いものです。建築審査会も同様です。あきらかに不平等であるし、審査能力そのものにも疑義があります。

このようなことから、国会で審査請求の期限が、2カ月から3カ月へ、また、第三者機関による諮問等、公平性を保つために、不服申立人に対して、江戸川区が実施しているような不公平かつ不当な決定は、今後できなくなるのだから、早急に委員会で議論して是正していただくよう陳情いたします。

さらに、総務課に対する申し立ては平成24年度に、「総務課文書係の職員に普段親切にしてもらっているという理由で、持参した異議申立書を受け付けない。提出しない。」との理由で異議申立書が提出できなかったという事件がありました。はたして、普段の開示請求において、異議申立書を持参した申立人に対して、持参したものを受け取らなくても良いとする、地方自治法や情報公開条例その他法令が存在するのか、甚だ疑問であり、日常的に総務課文書係だけがこのような不当な行為を行っていたとすると、江戸川区の行政に対する区民の大きな不信を招く、あってはならない行為であるはずです。

また、以前は開示請求人に対して、総務課だけが机を貸せない(現在は改善)等 (裏面に続く) と言い放つ行為、開示請求人の希望する開示手続きを認めない行為等、区民である 開示請求人に対して、あたかも開示請求を受けることが、迷惑であるかのような態 度や言動は早急に改善していただくよう、下記のとおりあわせて陳情いたします。

記

- 1 総務課文書係職員による答申書作成を改善し、外部の審査能力のある機関に直接作成させること。
- 2 職員による職権乱用と言える不当な答申書作成や決定文の作成は、ただちに廃止し、せめて法改正に向けて、答申書作成は情報公開や関連法令に対する知識 に精通している専門家に委託すること。
- 3 江戸川区内の職員間で作成された答申書並びに不当な決定が乱発され審査請求 の公平性が毀損しないような対策をすること。
- 4 開示請求人に対して、机は貸せないと言い開示環境を与えなかった法務係の職員に、いかなる権利に基づいて発言したのか弁明書を作成し、発送すること。
- 5 普段親切にしていれば、異議申立書の提出にきた申立人に対して、適式な補正 をすることなく、不受理できるとした行為についても弁明書を作成し発送する こと。